

横浜市立大学「課外活動」における 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン (Ver.5) (令和3年11月1日の活動から当面の間)

○ はじめに

課外活動は、現代社会が求めるコミュニケーション能力や課題解決力、リーダーシップなどの社会人としての基礎的能力を培う自主的な活動であり、学修以外の大学生活における重要な要素です。

本ガイドラインは、学生及び皆さんのご家族の生命を守るための感染防止と課外活動との両立を図ることを目指し、その感染防止対策と活動基準の留意点を整理したものです。

本学では、8月からワクチン接種が始まり、多くの学生、教職員等が2回目の接種を終えたところですが、しかしながら、2回目の接種を終えたとしても、感染リスクがゼロになったわけではありません。万が一、感染した場合、20代の若い人でも、発症が続き重症化する人、軽症でも強い倦怠感や脱毛、味覚障害、嗅覚障害が生じている状況です。そのため、感染防止対策を継続させることが必要です。本ガイドラインの内容を今一度、確認してください。

今回の改訂では、学生団体の皆さんが本ガイドラインを順守し、工夫しながら活動を進めていることにより、活動制限を解除するなど、内容の一部を変更しています。

なお、今後の動向（感染再拡大の状況）が不透明なことにより、本ガイドラインの期間終了日を引き続き「当面の間」としています。国からの緊急事態宣言の発出などにより、ガイドラインに記載する内容・スケジュールを変更する場合があります。

○ 発熱・せき・のどの痛みがあるとき

かかりつけ医がいる場合は、事前に連絡をして受診してください。

かかりつけ医がいない場合は、神奈川県発熱等診療予約センターまたは横浜市新型コロナウイルス感染症コールセンター（横浜市内在住者）で受診予約ができます。

【神奈川県発熱等診療予約センター】

0570-048914（9:00～21:00）

※一部のIP電話などつながらない場合は045-285-1015にかけください。

【横浜市新型コロナウイルス感染症コールセンター】（横浜市内在住者）

045-550-5530（24時間（土曜・日曜日、祝日含む））

○ 万が一、学生団体内から感染した人が確認されたときは、速やかに保健管理センターまたは次の部署までしてください。また、活動は指示があるまで停止してください。

【保健管理センター】 045-787-2270 平日 8:30-17:15

【学生支援課】 045-787-2036 平日 8:45-17:00

【医学教育推進課】 045-787-2588 平日 8:45-17:15

I 感染防止対策の徹底

1 基本的な対策

次の事項については、課外活動のみならず、日常生活を送る上での基本としてください。

(1) 3密の回避

- ① 「密閉」空間にしないよう、こまめな換気(常時、窓や扉の開閉)を行う。
- ② 「密集」しないよう、人と人との距離をとる。
※人と人との距離 2 m以上 (マスク着用時は最低 1 m)
- ③ 「密接」した会話や発声は避ける。※常にマスクを着用

(2) 感染リスクが高まる「5つの場面」の回避

次の感染リスクが高まる行為はやめましょう。

詳細については、別添「感染リスクが高まる「5つの場面」を参照してください。

- ① 飲酒を伴う懇親会など
- ② 大人数や長時間におよぶ飲食
- ③ マスクなしでの会話
- ④ 狭い空間での共同生活 ※サークル棟(部室)も同様
- ⑤ 居場所の切り替わり

(3) 外出前における健康チェック

次の5項目を必ずチェックし、1つでも該当する項目がある場合には外出しないようにしてください。

- ① 検温を行い、発熱(平熱以上)がある。
- ② せきや、のどの痛み、違和感がある。
- ③ 身体のだるさ(倦怠感)を感じる。
- ④ 嗅覚・味覚の異常がみられる。
- ⑤ 家族、同居する人に発熱や上記の症状がみられる。もしくは感染者がいる。

2 活動における対策

	対策内容
入構時	検温所でサーモカメラによる検温 【検温所開設場所】YCU スクエア 1 階 (全日 8:30 -20:00) ※福浦キャンパスへの入構については、福浦キャンパスの運用に従ってください。
活動前	①健康状態の再確認(せきやのどの痛み、身体のだるさ(倦怠感)を感じたときは活動を控え帰宅) ※ <u>各学生団体の代表者などは、参加者の健康状態を確認してください。</u> ②衛生面の徹底(石けんでの手洗いやアルコール消毒剤での手指消毒を徹底)
活動中	次の事項を基本とし、各学生団体が所属する競技連盟などのガイドライン順守 ①3密の回避(上記 1 (1)参照) ②接触機会の低減(できる限り個人の器具を使用。貸し借りは避けること) ③飛沫の防止(できる限りマスクを着用。会話する際は人と人との距離 2m以上の確保。 手で顔に触れることは避けること) ④大声での応援、掛け声の自粛
活動後	<u>次の事項を基本とし、器具などの消毒方法については、各学生団体が所属する競技連盟などのガイドライン順守</u> ①衛生面の徹底(石けんでの手洗いやアルコール消毒剤での手指消毒を徹底すること) ②濃厚接触の回避(速やかに退構し、自覚ある行動をとること)

II 重要事項

デルタ株の感染力については、従来株の2倍であり、排出するウイルスの量は、従来株の1,200倍とされています。次の事項をさらに徹底していきましょう。

1 公共交通機関・キャンパス内等での「マスク」の着用

公共交通機関の利用時のほか、対面で会話するときには、必ずマスクを着用してください。

2 合宿（友人宅を含む）・対面（5人以上）での飲食を伴う懇親会等の禁止

課外活動の一環として、合宿、対面で懇親会など行うことを、当面の間、禁止します。

マスクをはずし、接近しての会話が弾む機会が多くなるなど、飛沫による感染が起きやすいこと、感染が起きたときには、クラスター（感染者集団）が発生するため、禁止します。

懇親会など実施する場合には、オンラインで行ってください。

4人以下で会食する場合は、マスク会食を実施してください。マスク会食ができない場合には、会食自体をやめてください。

3 サークル棟（部室）・更衣室での注意事項

部室内での飲食は一切しないようにしてください。

食事は指定された場所（和室、シーガル会議室、国際交流室、学生フリースペース）以外は禁止です。

食事や水分補給を行う際は、マスクをはずしますので、会話をしないようにしてください。

また、一度に使用する人数を制限する、着替えは交替で行うなどの対策をとり、1人あたりの滞在時間を限りなく短くしてください。さらに、入室する場合は、窓や扉を開け、換気してください。

※換気を徹底してください！

※換気終了後は、盗難防止のため必ず施錠してください！

4 換気の徹底

サークル棟（部室）や更衣室のみならず、教室、会議室等で活動するときは、必ず窓や扉を開けて換気を徹底してください。

5 活動に必要な書類の提出期限厳守

期限までに提出していない学生団体は、活動を許可できませんので注意してください。

やむを得ない事情が生じた場合には、相談してください。

金沢八景キャンパス所属団体 注意！！

申請書類の期限後提出が多くなっています。複数人で確認するなど、再確認してください。

【活動申請書】 1日～15日分：前月20日まで、16日～31日分：当月5日まで
(5日、20日が土日祝の場合はその前日まで)

例) 12/16(木)～12/31(金)までの活動

12/5が日曜日、前日12/4も土曜日のため、12/3(金)が提出期限

【活動報告書】 活動日を含む3日以内

例) 10/1(金)の活動 ⇒ 10/3(日)が提出期限

金沢八景キャンパス所属団体における取扱い

*福浦キャンパス所属団体と取扱いが異なります。

Ⅲ 活動時間・回数

各学生団体でガイドラインが順守されてきましたので、活動時間・回数の制限は設けないこととします。しながら、「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」(文部科学省作成)の「2 大学等における感染症対策の基本」に則り、課外活動における施設利用は、短時間の利用、一斉利用をしないなどの工夫してください。

なお、学外で活動をする場合は、次の「必要書類の提出」、「試合・演奏会を学内外で実施する場合の手続き」のとおり行ってください。

Ⅳ 必要書類の提出・管理

これまでどおり、「活動計画書」「活動申請書」「活動報告書」「学外団体活動等届出書」を提出してください。

(1) 必要書類 *様式はホームページからダウンロードして作成してください。

	活動計画書・活動申請書	学外団体活動等届出書 (学外で活動する場合)	活動報告書
記載内容	学生団体の 具体的な感染防止対策 活動日時、場所、参加人数	学外で活動する日の 活動日時、場所、参加者	活動日時、場所、参加者
提出期限	<u>1日～15日分：前月20日まで</u> <u>16日～31日分：当月5日まで</u> (5日、20日が土日祝の場合は その前日まで)	活動申請書と同様	<u>活動日を含む3日以内</u>
注意事項	活動計画書：2021年4月以降 継続して活動している団体は提出不要	近隣地域でも提出	活動を中止した場合はメール で連絡(報告書の提出不要)
回答	メールを受信後、 <u>7日以内に回答を通知</u>	メールを受信後、 <u>7日以内に回答を通知</u>	<u>受領メールは送信しません。</u>

(2) 提出先

八景キャンパス所属団体 学生支援課へメール (club_hk@yokohama-cu.ac.jp) で提出

(3) 注意事項

- ・活動計画書はすでに提出済の団体であっても、代表者が変更になった場合は再度提出してください。
- ・学外団体活動等届出書活動日ごとに書類を1枚作成してください。
- ・事後提出は受け付けできません。万が一、活動中に怪我をした場合、学研災等の保険に加入していても保険は適用されません。

※ 書類の不備は感染防止対策が不十分、ガイドラインに則った活動がされていないと判断し、次のとおり、活動の不許可、活動停止の対応を行いますので、注意してください。

提出書類	不備内容	対応者
活動報告書以外	記載内容不備・施設予約未申請	申請期間の活動を不許可
活動報告書	未提出・提出遅延・活動中止未報告	発覚日の次の活動日を停止

【感染者が確認された場合の対応】

保健管理センターから感染者の報告があった場合、大学から代表者に連絡をしますので、速やかに部員の健康状態を確認してください。

濃厚接触の可能性がある活動日が該当する場合、健康観察のため、2週間程度の活動を控えてください。具体的な期間については、保健管理センターと協議の上、学生担当から団体へ連絡します。

なお、代表者は所属部員より陽性または陽性の疑いがあることが報告された場合は、まずは保健管理センターへ連絡するよう指示し、代表者は学生担当まで連絡してください。

V 試合・演奏会を学内外で実施する場合の手続き

競技特性に応じた感染防止対策が、取られているか否かで判断しますので、学生支援課に必ず事前相談してください。事前相談がなく実施された場合、一定期間の活動停止などの対応を行います。

また、対戦相手が予定されている場合は、対戦相手の感染防止に関する取組を把握しておいてください。音楽系団体が参加する演奏会などについては、主催者の感染防止に関する取組を把握しておいてください。

(1) 事前相談（活動予定日の1か月前までにメールで連絡）

【必要な情報】

- 大会の種別（公式戦、練習試合）
- 参加人数（見込みで可）
- 運営スケジュール
- （本学を会場とする場合）本学を会場にする経緯・理由

(2) 必要書類の提出（試合等の2週間前までにメールで提出）

試合前に必要なもの（試合等の2週間前まで）

- （公式戦の場合）大会事務局の感染防止対策ガイドライン
- スケジュール表

(3) 注意事項

- ・参加人数がガイドラインの利用人数の範囲内で活動すること。
（学内の場合は本学のガイドライン、学外の場合は大会が定めるガイドラインまたは会場が定めるガイドラインを確認）
- ・学内で実施する場合は、対戦相手校も本学の感染防止対策ガイドラインを順守すること。
対戦相手校で実施する場合は、対戦相手校のガイドラインも順守すること。
- ・正門付近で密にならないようにすること。
- ・必ず検温と消毒作業を実施すること。
- ・学外施設で実施する場合は、会場のガイドラインを確認して順守すること。

VI 学生担当によるモニタリングの強化

学生担当によるモニタリングを随時行います。すべての団体が対象になります。感染防止対策を確認するため、活動前・活動中・活動後のモニタリングを実施します。（事前告知なし）

モニタリングにおいて、入・退構時のマスク未着用など、感染防止対策が不十分であると判断された場合、また、ガイドラインに則った活動がされていない場合（試合に関する事前相談・必要書類の提出を含む）は、次のとおり、活動の停止またはそれ以上の対応を行いますので、注意してください。

回数	対応方法	対応者
1 回目	口頭による嚴重注意	学生担当
2 回目	発覚日から 1 週間の活動を停止	学生担当
3 回目	発覚日付で連合会所属団体はサークル団体に降格*。 サークル団体は公認取消し*	学生生活保健協議会での協議

*昇格は、2 年間の活動実績等で判断します。公認取消しとなったサークル団体については、再度、団体設立届の申請・審査が必要です。

*上記の対応については、年度単位とし、累積した回数は 3 月末でリセットします。

VII 注意事項

合宿、対面で懇親会の実施、無断での試合(または演奏会)の開催・参加など、ガイドラインを順守していない極めて重大な事例が発生した場合は、大学が事態を把握した時点から活動を停止とし、無期限の活動停止または廃部などを含め、学生生活保健協議会で協議します。

また、各団体においては、**大学との連絡役（主将・部長、または主務）を設け、速やかな対応をお願いします。**団体によっては、返信が確認できるまで数日を要することもあります。

団体の中で陽性者が確認された場合、保健管理センターおよび学生支援課による調査が必要になり、陽性者が確認された団体のみならず、他の団体も調査対象になる場合もあり得ます。

感染者を増やさないためには、速やかな対応が求められます。

皆さん是非、協力してください。

<参考資料>

- 課外活動（自主活動期間における施設使用）の新型コロナウイルス感染防止対策について〔大阪市立大学作成〕
- 「新しい生活様式」の実践例〔厚生労働省作成〕
- 新型コロナウイルス感染症対策としての「UNIVAS 大学スポーツ活動再開ガイドライン」（2020.6.18 第 1 版）〔一般社団法人大学スポーツ協会作成〕
- 「新型コロナウイルス感染症対策分科会から政府への提言」（2020.10.23）〔内閣官房〕

【Ver.4 からの主な変更点】

- **Ver.4 から順守すべき基本的な内容は、これまでと変わりません。**

〔主な変更点〕

III 活動時間・回数

制限（週 2 回 3 時間以内）を解除します。

IV 必要書類の提出

- (1) 活動計画書・申請書および学外団体活動等届出書

提出期限を月 2 回設けます。(1 日～15 日分：前月 20 日まで、16 日～31 日分：当月 5 日まで)

- (3) 注意事項

書類の不備（記載内容不備、施設予約未申請）は再提出を認めず、活動を不許可とします。

VI 学生担当によるモニタリングの強化

入・退構時のマスク未着用など、感染防止対策が不十分であると判断された場合、また、ガイドラインに則した活動がされていない場合（試合に関する事前相談・必要書類の提出を含む）、活動の停止またはそれ以上の対応を行います。